

特定震災特例経営強化計画の 履行状況報告書

平成24年12月
いわき信用組合

目次

第1 平成24年9月期仮決算の概要	・・・1
(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制	・・・1
①経営環境	・・・1
②震災復興への取組み体制	・・・1
(2) 決算の概要	・・・2
①貸出金残高	・・・2
②預金残高	・・・2
③損益の状況	・・・2
④自己資本比率の状況	・・・3
第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・・・3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・3
①中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	・・・3
②中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	・・・10
③担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	・・・10
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	・・・11
①被災者への信用供与の状況	・・・11
②被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策	・・・12
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・25
①創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策	・・・25
②経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援にかかる機能の強化のための方策	・・・25
③早期の事業再生に資する方策	・・・26
④事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策	・・・26
第3 剰余金の処分の方針	・・・27

第4 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	27
(1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針	27
①ガバナンス体制	27
②内部監査	27
③今後の方針	28
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	28
①内部監査体制	28
②外部監査体制	28
③今後の方針	28
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理 を含む各種のリスク管理の状況ならびにこれらに対する今後の方針	28
①信用リスク管理	28
②市場リスク管理	29
③流動性リスク管理	29
④オペレーショナル・リスク管理	29
⑤情報開示の充実	30

第1 平成24年9月期仮決算の概要

(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制

①経営環境

当信用組合の主要な営業エリアである福島県いわき市においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、地域の社会インフラを含め多くの生産拠点や設備、住宅が損壊したほか、原発事故の影響による風評被害も加わり、多業種にわたり壊滅的な打撃を受け、極めて甚大な影響が生じました。

その後、地域の社会インフラの復旧が進み、復興・再生へ向けた動きが活発化しておりますが、原発事故の影響による風評被害は依然続いており、中でも漁業を始めとする第1次産業への影響は深刻なものとなっております。また、平成23年の年間市内観光交流人口は、706万人減少（減少率65.7%）するなど、観光業を始めとするサービス業にも大きな影響が生じています。

【市内観光交流人口の推移】

平成21年	平成22年	平成23年
1,054万人	1,073万人	367万人

【いわき市商工観光部】

このように、原発事故の影響による風評被害により先行きに対する不透明感が色濃く残っており、当信用組合を取り巻く経営環境は厳しいものとなっております。

なお、県外等への避難を余儀なくされた方々のいわき市内への流入が活発化するなど、一部の地域においては持ち直しの兆しも見え始めております。

【いわき市内への避難者数の推移】 *双葉郡8町村他

平成24年6月	平成24年7月	平成24年8月	平成24年9月	平成24年10月
23,260名	23,553名	23,681名	23,787名	23,867名

【いわき市災害対策本部週報 抜粋】

②震災復興への取組み体制

このような環境にあって、地元の皆様が懸命に復興・再生に努力されている中、直接・間接的に被災された取引先を含め、地域の中小零細事業者や個人の皆様に対し、十分な仲介機能を発揮して行くことが、地域経済の復興と活性化には不可欠であり、相互扶助を理念とする私共信用組合の使命と捉え、平成24年1月18日、金融機能強化法附則第11条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、全信組連）を通じ200億の資本支援を受け、財務基盤の強化を図りました。

これにより、今後の復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤が整い、地域の復

興に向けた幅広い支援に適切かつ積極的に取り組む体制といたしました。

当信用組合は協同組織金融機関として、原点である相互扶助の精神に基づき、これまでと変わることなく、お取引先との十分なコミュニケーションのもと、狭域高密度の経営で地域密着型金融の実践を通じ、地域の資金ニーズ、お取引先などからのご相談に迅速にお応えし、地域と共に復興に向け取り組んでまいります。

(2) 平成24年9月期仮決算の概要

①貸出金残高

貸出金残高（末残）は、平成24年3月末比1,486百万円増加の97,536百万円となりました。

事業性資金は、震災からの地域経済復興に資する資金供給に積極的に取り組んだ結果、同比966百万円増加の58,611百万円となりました。

消費性資金（個人ローンを含む）は、同比925百万円増加の35,078百万円となりました。

②預金残高

預金残高（末残）は、平成24年3月末比11,411百万円増加の167,040百万円となりました。

一般法人預金は、原発事故の補償金滞留等により同比3,066百万円増加の27,873百万円となり、個人預金も、年金や震災保険金の留保等により同比4,244百万円増加の135,066百万円となりました。

なお、公金預金は、同比3,404百万円増加の3,622百万円となりました。

【資産・負債の推移】

(単位：百万円)

	24/9末			24/3末	23/9末
	実績	24/3末比	23/9末比	実績	実績
資産	201,757	13,183	24,377	188,574	177,380
うち貸出金	97,536	1,486	△4,826	96,050	102,362
うち有価証券	16,798	4,816	4,116	11,982	12,682
負債	184,592	12,433	13,460	172,159	171,132
うち預金	167,040	11,411	12,361	155,629	154,679
うち借入金	16,300	1,200	1,200	15,100	15,100

③損益の状況

震災復興支援の融資により貸出金残高は増加したものの、利回りの低下から貸出金利息収入が減少するなど、資金運用収益は減少しましたが、店舗統廃合

等の経営効率化による経費の減少により、コア業務純益は、平成23年9月末比1百万円増加の479百万円となりました。

経常損益は、与信関連費用が大幅に減少したことから、同比401百万円増加の587百万円となりました。

この結果、当期純損益は、同比302百万円増加の576百万円となりました。

【損益状況の推移】

(単位：百万円)

	24/9期	前年同期比	23/9期
	実績		実績
業務粗利益	1,430	△92	1,522
資金利益	1,433	△135	1,568
役務取引等利益	△21	28	△49
その他業務利益	17	14	3
経費	933	△111	1,044
コア業務純益	479	1	478
貸倒償却引当費用	-	△277	277
一般貸倒引当金	-	△29	29
個別貸倒引当金	-	△248	248
経常利益	587	401	186
特別損益	△2	△105	103
当期純利益	576	302	274
利益剰余金	-	-	-

④自己資本比率の状況

当期純損益は576百万円の利益となった一方で、貸出金及び有価証券の増加等によりリスクアセットも増加したことから、単体自己資本比率は平成24年3月末比ほぼ横ばいの18.22%となりました。

第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ア. 復興支援にかかる関連部署の連携強化

当信用組合は、与信関連部署である審査部・管理部・事業支援部間において、定期的又は随時のミーティングの実施により連携強化をすすめてまいりました。平成23年12月、事業支援部と統合した新体制の管理部を審査部と同一フロアー

に集約することにより連携体制を強化し、中小規模事業者等に対する資金供給の円滑化・企業再生・事業承継・創業新事業支援にかかる態勢の強化を図っております。今後においても、与信関連部署と営業店間の情報共有化等さらに連携を強化し、震災による個々の被害状況と適時適切なニーズを把握し、復興に向けた対応を図ってまいります。

イ. 相談体制の強化

お取引先からのご相談に対しましては、迅速にお応えしていく必要がありますことから、震災発生直後より事業支援部内に「いわしん情報センター」を設置して人員3名を配置し、震災に関する情報を一元管理しておりました。同センターは、引き続き新体制の管理部に設置しており、原発事故による損害賠償請求等、震災復興に関する情報を中心とした「いわしん災害復興支援ガイド」を策定するとともに、随時情報を見直し、発信しております。

平成24年度も昨年度に引き続き、主にお取引先の二重ローン問題の軽減に資する公的補助金について有効的に活用していただくよう、公的補助制度の概要等を掲載（平成24年11月末現在、12回更新、累計24回更新）し、情報提供を行っております。今後も、「いわしん災害復興支援ガイド」を活用し、営業店窓口のスキルアップを図るとともにお取引先に情報を還元し、復興、生活再建に向けたご要望に応じてまいります。

お取引先などからのご相談事項に関しましては、内容も多岐にわたり、また専門的な知識も必要となりますことから、管理部において各営業店で受け付けた相談事項を集約し、関係部署と協議するなど連携を強化して適時・適切な対応を図ってまいります。

ウ. 戦略的な店舗配置

(A) 営業店ネットワーク機能の維持

原発事故の警戒区域内に立地しております檜葉支店は、平成23年5月10日からいわき市内の本庁前支店内に設けた店舗内店舗において相談業務を中心に顧客対応を行ってございましたが、平成24年1月に、同支店2階に檜葉支店のお客様専用の相談スペースを設け、プライバシーの問題等に配慮した顧客対応をしております。また、仮設住宅を訪問し、当信用組合のお客様に最寄りの支店地図を配付するとともに、当該お客様への対応状況を支店間で共有し、お客様に不便を感じさせないよう、震災前と同様の営業店ネットワーク機能を維持しております。

(B) 戦略的な店舗展開

効率的、戦略的な店舗配置とするため、平成23年10月から11月にかけて3店舗の統廃合を行いました。廃止した旧鹿島支店施設を活用し、平成24

年4月に個人ローンや住宅ローン、事業性融資を取り扱う専門スタッフを配置した「ローンセンター」を移転するとともに、人員増強や取扱商品の拡大（詳細は後述）を行い、より迅速に震災復興、地域活性化に対応できるよう、その機能を拡充いたしました。

また、店舗建物が老朽化していた好間支店について、平成24年12月17日に立地に優れた近隣への新築移転を行い、利便性の向上を図っております。

これらの戦略的な店舗配置の実施により、より迅速に震災復興、地域活性化に対応しております。

エ. 営業体制の充実

(A) 効果的な人員再配置・営業力の強化

a. 人員の再配置による相談機能強化

当信用組合は、お取引先への円滑な信用供与による震災復興を図るため、お客様との窓口となります営業店の機能、渉外活動の強化が必要でありますことから、統廃合店舗の所属職員を適性に応じて基幹店舗を中心に再配置し、取引先からの相談機能を充実させて金融支援を図っております。

また、復興や営業力強化に関する意欲・意識の高い支店長を登用するため、平成24年3月から支店長公募制度を導入し、この制度の相乗効果として当信用組合全体の意識レベルも上がっております。

これらの取り組みにより、お客様との対話を旨とした「最も身近な金融機関」である協同組織金融機関としての特性を活かした営業活動を推進し、津波による直接被害はもとより売上げの減少に伴う販路の変更や新規開拓、事業の再構築を余儀なくされる取引先をはじめ原発の警戒区域内からいわき市において事業の再建をめざす企業・事業者に対して、事業性融資の提供を図っております。

また、個人取引についても、「顔の見える」渉外活動やローンセンターの機能拡充などにより、時宜に応じたニーズを的確に把握し、取引機会の増加と深耕を図っております。平成24年9月より顧客層が年々高齢化している玉川支店において、女性渉外担当者を2名配置し女性ならではの視点で「やさしい」をコンセプトとした店舗作りを行い、金融相談や相続・税金相談まで幅広い業務を推進しております。

b. ローンセンターの増強

ローンセンターについては、平成24年4月に、渉外専担1名、専門スタッフ1名を増員し、8名体制に強化するとともに、消費者ローンや住宅ローン(13社のハウスメーカーと顧客紹介契約を締結。)に加え、無担保ビジネスローンなど取扱商品を拡大し、震災以降変化する顧客ニーズに対応できるよう、より

充実した営業体制を構築しております。また、顧客利便性の向上を図るため、同月に、住宅街（自由ヶ丘）にあった同センターを、市の中心部に位置する旧鹿島支店施設に移転オープンしております。

【ローンセンターでの融資取扱実績】（平成 24 年 4 月～11 月）

（単位：件、百万円）

		全 店	ローンセンター（割合）
住宅ローン	件 数	81	16 （19.7%）
	金 額	1,258	268 （21.3%）
消費者ローン	件 数	697	188 （27.0%）
	金 額	875	241 （27.5%）

c. 若手職員の営業力の強化

当信用組合では、従来より営業店での通常業務においてのOJTのほか、与信関連部署による勉強会の実施や外部講師による実践訓練研修を定期的に行なうなどして若手職員の育成に努めております。

また、震災発生以降、各店におけるフィールドセールス（店舗外の営業）活動により若手職員の営業現場への登用機会を増加させるとともに、平成 24 年 2 月から毎週土曜日に若手職員を中心とする研修会や勉強会（住宅ローン講座・消費者ローン講座・定期積金推進講座・国債と投信講座等）を開催しており、実践に即した顧客対応や案件組成への指導を強化し、二重ローン問題等の顧客ニーズへの肌感覚や迅速な顧客対応を可能とする能力向上に努め、既存のお取引先を含む地域の中小・零細事業者や個人の皆様方への円滑な信用供与・金融サービスの充実、質の向上に取り組んでおります。

(B) 相談機能の強化

a. 情報収集機能の向上

当信用組合は、平成 20 年度より中小企業が抱える経営課題解決に向けた国の支援事業に参画しており、各種団体や地域の商工会議所・商工会と連携しながら、相談機能の充実を図っております。

平成 24 年度も昨年度に引き続き、国の「中小企業支援ネットワーク強化事業」等を活用し、平成 24 年 11 月末現在、71 件（47 先）の相談を受付け、被災事業者の二重ローン問題の軽減ならびに地域経済活性化に向けた創業・新事業支援等に取り組んでおります。

また、「融資に係るご相談窓口」を全ての営業店に設置しているほか、顧問契約を締結している中小企業診断士による中小・零細事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施するなど、お客様情報の収集とニーズの積極的な把握に努めております。

今後も、これらの相談窓口機能を通じ、地域の中小・零細事業者ならびに個人のお客様それぞれによって異なる震災の影響や復興の進捗状況を把握するとともに、資金ニーズに的確かつ迅速に対応してまいります。

【平成 24 年度の中小企業支援ネットワーク等を活用した相談等実績】

(平成 24 年 11 月末現在)

相談	創業・新事業に関する相談	39 件 (30 先)
	二重ローンに関する相談	12 件 (4 先)
	販路に関する相談	9 件 (4 先)
	事業承継に関する相談	2 件 (2 先)
	その他の相談	9 件 (7 先)
	計	71 件 (47 先)
公的補助金の採択実績 (震災後)	73 先、3,616 百万円 (内、補助金に係る融資実績 42 件、1,391 百万円)	
創業・新事業融資実績	10 件、57 百万円 (創業・新事業支援資金「フロンティア」)	

b. ビジネスマッチングの機会創出

当信用組合では、取引先の経営者交流会である「うるしの実クラブ」の活動のひとつとして、会員相互の事業の活性化、業況拡大・好転を目的としたビジネスマッチング交流会を毎年 1 回以上開催しており、平成 24 年 7 月に会員同士の情報交換を目的とした交流会を開催したほか、平成 24 年 11 月に第 7 回ビジネスマッチング交流会を開催しました。同交流会には、141 社・180 名のご参加をいただき、28 件の商談が成立しました。(平成 23 年 4 月以降累計、開催回数 2 回、参加企業 301 社、参加者 380 名、成約件数 48 件)

今後も、震災復興・地域経済の活性化に資するべく、交流会の開催頻度を上げるなど、取引先のニーズを踏まえたビジネスマッチングの機会を創出・提供してまいります。

c. 休日営業、相談業務の実施

当信用組合では、ローンセンターにおいて休日相談を受けるほか、営業時間内に来店することが困難なお客様への対応として、平成 24 年 3 月から、全営業店において 17 時まで時間を延長し窓口相談対応を受け付ける態勢としております。

これらの対応を引き続き実施することで、お客様の利便性向上に取り組んでまいります。

【ローンセンターの休日営業来店顧客数】（平成 24 年 4 月～11 月）

営業日数	63 日
来店顧客数	137 人

(C) 戦略的営業活動の展開

a. 地域に密着した営業活動の展開

当信用組合では、協同組織金融機関の特徴である相互扶助の精神と、『お客様の顔が見える』狭域高密度経営の実践として、当信用組合創立以来事業先及び個人宅を訪問しての集金業務や満期案内を通じ、お客様の満足度を高めるべく営業活動を実践しているほか、各地区に点在する避難所を不定期に訪問、非営業活動、困りごと相談、ふれあい訪問などの活動を継続して行っております。

また、平成 24 年 4 月に基幹店舗への渉外職員の増強（江名支店 2→3 名、玉川支店 3→5 名）し、足を使った渉外・訪問活動等の機動力を最大限に活かした活動を行っております。相談には積極的に対応しており、未だ地震や津波被害からのインフラ復旧が完全ではない地域はもとより、いわき市全域が被災地域であるとの認識のもと、原発事故の警戒区域から避難され、いわき市内の仮設住宅に居住する方々を含めた地域の方々に対する金融サービスを強化し、地域全体の経済活動の復興、底上げを図り、地域に根差した信用組合の特性を十分発揮した『親身で役に立つ金融機関』を体現してまいります。

b. 震災対応商品の提供と開発

当信用組合では、対面によるヒアリングを丁寧に行うことで書面には表れないお客様個々の事情に即した与信判断が可能のため、協同組織金融機関としての特性を活かした機動的な資金提供を行っております。

また、震災発生直後から震災対応商品の取扱いを開始し、地方公共団体との連携による融資を併せると、平成 24 年 11 月末までに、797 件、8,259 百万円の融資を実行しました。

平成 24 年 4 月からは、新たに事業再建に必要な資金として、原則として担保不要でご利用いただける「ちいきの“力” 5000・3000」を、同 9 月には業容の拡大や新分野への進出、雇用創出等を目的とするために必要な資金としてご利用いただける「エール」を発売しております。

今後も、こうした商品に加えて震災発生直後とは異なる資金ニーズ、すなわち原発事故の警戒区域に住居はあるものの、いわき市内に新たに自宅を求める若年層のお客様あるいは津波による自宅流出から新たに自宅の購入をする中高年層のお客様などを対象とする無担保型の住宅ローン、あるいは震災前から主に貸金業者から資金調達を図ってきた事業者も融資対象とするビジネスローンなど本格的な地域復興の過程の中で従来からの金融機関の発想では掬い

きれなかったニーズにもきめ細かく対応した新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

【東日本大震災関連商品と融資実績】（平成 24 年 11 月末現在）
（法人・個人事業者向け災害復旧支援事業）

【単位：千円】

商品名	プロパー・保証協会	資金使途	ご融資金額	ご融資期間	実行件数	実行金額
いわしん災害復興資金	プロパー	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転 3,000 万円以内 設備 5,000 万円以内 ※福島原発事故の影響による事業再起の場合、運転・設備併せて 3,000 万円以内	運転 7 年以内 設備 10 年以内 (据置期間 2 年以内)	113 件	1,244,002
いわしん災害復興特別資金	プロパー	事業の再建に必要な運転資金	1 億円以内	1 年以内	23 件	1,318,960
いわき市中小企業融資制度（災害対策特別資金）	保証協会保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	3,000 万円以内（いわき市中小企業融資制度の限度枠とは別枠）	10 年以内 (据置 2 年以内)	25 件	174,410
いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金	保証協会保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・設備 3,000 万円以内	10 年以内 (据置 1 年以内)	48 件	334,300
福島県緊急経済対策資金（震災対策特別資金）	保証協会保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・設備 8,000 万円以内 (運転・設備併用の場合は 8,000 万円限度とする)	10 年以内 (据置 2 年以内)	24 件	285,310
ふくしま復興特別資金	保証協会保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・設備 8,000 万円以内 (運転・設備併用の場合は 8,000 万円限度とする)	15 年以内 (据置 3 年以内)	322 件	3,510,650
ちいきの“力” 5000・3000	プロパー	事業の運営に必要な運転・設備資金	3000：運転・設備 3,000 万円以内 5000：運転・設備 5,000 万円以内 (運転の場合月商の 1.5 倍までとする)	運転 7 年以内 設備 10 年以内	48 件	496,910
地域復興応援商品「エール」	プロパー	業容の拡大、新分野への進出、雇用の創出目的とするために必要な運転資金・設備資金	3 億円以内	運転 7 年以内 設備 20 年以内	5 件	123,500

(個人向け災害復旧支援事業)

【単位：千円】

商品名	プロパー・保証協会	資金使途	ご融資金額	ご融資期間	件数	金額
いわしん災害復興住宅ローン	プロパー	住宅の新築・購入・修繕（リフォーム等）・整地等	4,000万円まで	最長35年以内	37件	518,640
災害復興多目的ローン	ジャックス保証	自宅リフォーム（借換含む） 車購入（借換含む） 家財購入・医療費	リフォーム1,000万円まで 自動車500万円まで 家財500万円まで	リフォーム 6ヶ月～20年 自動車 6ヶ月～8年 家財 6ヶ月～10年	113件	236,660
マイカーローン	プロパー	車両購入・修理等	500万円まで	最長7年以内 （罹災者の場合 最長8年以内）	3件	4,700
メモリアルローン	プロパー	葬儀費用。墓石建立・修理費用。 永代供養費用。 その他の冠婚葬祭費用支払い資金	100万円まで	最長7年以内	11件	8,220
東日本大震災緊急生活支援資金 （平成23年9月30日にて取扱終了）	プロパー	生活支援資金	30万円以内 （原則10万円以内）	最長3年6ヶ月（1年間据置可能）	25件	3,410

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

ア. 常務会による検証

強化計画につきましては、諸施策への取組状況を主管部署である総務部にて取りまとめのうえ常務会に報告し、その進捗状況を月次で検証しております。

強化計画に掲げる施策への取組みが捗々しくない場合におきましては、常務会においてその要因を把握のうえ、所管部に対し改善策の検討・策定を指示することにより、強化計画の着実な履行を進めております。

イ. 理事会による検証

常務会における検証内容につきましては、理事会に月次で報告して、非常勤理事及び非常勤監事の知識、経験に基づいた幅広い視点から検証を行い、必要に応じてその後の取組みに反映することにより、地元の復興、経済活性化への取組みに活かしております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

ア. 担保・保証に過度に依存しない融資の促進

営業店での日常の業務活動における取引先事業者の業況把握や、財務・定性情報の集積による経営実態を踏まえた信用リスクの把握、事業の見通しや事業からのキャッシュフローを重視した融資審査の強化により、担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んでおります。

イ. 復興に向けた法人・個人事業者向け融資の推進

当信用組合では、上記のとおり、無担保・無保証のプロパー資金や福島県・いわき市の制度資金の震災関連融資を推進しております。今後につきましても、相談機能の充実・営業力の強化によりまして、引き続き復興に向けた資金の提供に取り組んでまいります。

ウ. 信用保証協会保証付融資の推進

信用保証協会の低金利の融資制度は中小企業からの需要が多いことから、意見交換会を半期ごとに開催するなど、福島県中小企業団体中央会やいわき商工会議所との連携を進めております。

平成 24 年度につきましては、平成 24 年 11 月末現在、「ふくしま復興特別資金」を中心に 102 件 602 百万円を実行しており、引き続き信用保証協会を活用した低金利の各種制度融資の推進に取り組んでまいります。

エ. 政府系金融機関との協調

震災復興に向けた資金ニーズに対応するため、政府系金融機関と協調した融資や代理貸付にも積極的に取り組んでおり、平成 24 年度につきましては、震災により建物等に被害を受けた事業所に対し、設備資金として 1 件、20 百万円の案件があり協議中です。今後とも、信用供与の方法について、一層の充実を図ってまいります。

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

当信用組合では、事業取引先、住宅ローン利用先等の被災状況について、訪問面談等による調査を実施し、1,210 先（平成 24 年 3 月末における全体構成比 12.3%）が被災されていることを確認いたしました。

当信用組合の主要なエリアであるいわき市においては、東日本大震災により、地域の社会インフラを含め多くの生産拠点や設備、住宅が損壊したほか、原発事故の影響による風評被害も加わり、多業種にわたり壊滅的な打撃を受け、極めて甚大な影響が生じ、現在も、原発事故の影響による風評被害により先行きに対する不透明感が色濃く残っている状況にあります。

こうした中、被災された取引先等につきましては、引き続き、訪問や電話連絡等

により、被災者の状況やニーズの把握に努め、復興に向けた融資や貸出条件の変更等に応じるなど、復興支援に取り組んでおります。

【被災者向けの新規融資の状況】

(単位:先、百万円)

	新規融資			
	(平成24年11月末までの累計)		うち条件変更先に対する新規融資	
	先数	金額	先数	金額
事業性資金	117	9,815	44	4,770
運転資金	73	4,809	29	1,817
設備資金	44	5,006	15	2,953
住宅ローン	37	518	0	0
合計	154	10,333	44	4,770

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

当信用組合は、地元と共に生きる協同組織金融機関として、地域の復興や活性化へ向けた取組みを強化し、地域の事業者ならびにお住まいの方々に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことが使命であります。国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関、商工会議所等の経済団体や信用組合の系統中央機関である全信組連などの外部関係機関の協力を仰ぎながら、地元の復興、経済活性化に向けた取組みを強力に実行しております。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 相談機能の強化

当信用組合では、被災されたお客様からのご相談に適切に対応するため、全営業店に「融資に係るご相談窓口」を設置しております。

お客様からの相談内容、ニーズは多岐にわたりますことから、専門的な分野も含めお客様に適切に対応するため、相談窓口にかかる対応に関しましては審査部において、融資条件の弾力化や復興に向けた資金等にかかる相談内容を一元的に取りまとめ、債権管理部署である管理部との連携を図り的確かつ迅速な相談対応を行っております。

また、原発事故による損害賠償請求や、復興にかかる融資制度をはじめ各種給付金・助成金等の情報を取りまとめた「いわしん災害復興支援ガイド」を策定し、お取引先に対しまして、復興に関する情報提供の充実に努めるとともに、当信用組合職員の相談対応のスキル・ノウハウの強化を図っております。

平成24年度も昨年度に引き続き、主にお取引先の二重ローン問題の軽減に資する公的補助金に係る制度の概要等を掲載（平成24年11月末現在、12回更新、累計24回更新）し、情報提供するとともに、当該制度の活用を積極的に推進しております。

イ. 融資条件の弾力化及び積極的な融資対応

a. 返済条件の変更等

当信用組合では、金融円滑化法に基づき被災されたお取引先からの申し出を真摯に受け止め、元本の据置や金利引下げなど返済条件の変更等の柔軟な取扱いを実施しており、平成24年11月末時点で事業性資金303先、33,446百万円（うち、震災の影響によるもの201先、21,142百万円）、住宅ローン87先、1,101百万円（うち、震災の影響によるもの66先、767百万円）の元本の据置や金利引下げなど返済条件の緩和を行っております。

【東日本大震災後の円滑化対応状況】

東日本大震災以降の条件変更実行先（平成24年11月末基準）

（単位：先、百万円）

		条件変更実行	うち、震災の影響による条件変更
事業資金	先数	303	201
	金額	33,446	21,142
住宅ローン	先数	87	66
	金額	1,101	767
合計	先数	390	267
	金額	34,547	21,909

b. 約定弁済の一時停止

被災されたお取引先からの申し出を受け、既存融資について約定弁済を一時停止する取扱いを行うとともに、個別事情に応じた返済条件の変更等の対応を進めており、平成24年11月末時点で、事業資金5先、477百万円、住宅ローン3先、47百万円について、約定弁済の一時停止を行っております。

【東日本大震災による約定弁済一時停止先】（平成24年11月末基準）

（単位：先、百万円）

事業資金	先数	5
	金額	477
住宅ローン	先数	3
	金額	47
合計	先数	8
	金額	524

c. 復興に向けた対応

こうした貸出条件に対する弾力的な取扱い等が、お取引先を助け、ひいては地域経済の復興に寄与するとの認識のもと、上記のとおり無理のない返済

や息の長い取引を通じ、復興に向けた支援を行っております。併せて、事業再建に向けた意欲がありながら、震災や原発事故の影響により、生産設備を含む資産の大半を失ったお取引先に対し、国や地方自治体の助成金、補助金制度の活用についてアドバイスするとともに、復興支援にかかる融資の積極的な対応への取組みを進めております。

さらに、被災債権の管理・回収につきましても、従来の手法にとらわれることなく、個別事情に応じた適時・適切な対応を図っていくとの方針のもと、平成24年度においても与信関連部署と営業店の連携により、被災された取引先の状況確認等ヒアリングを実施するなどし、必要に応じて返済の条件変更を行うなど、管理面においても柔軟な対応を図っております。今後もこの基本方針のもと、全信組連の指導を受けながら、お取引先が目線に立った対応をしてまいります。

ウ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合では、地震・津波及び原発事故による深刻な被害を受け、震災発生以前の19店舗体制から、3店舗を統廃合し、現在は16店舗体制となっております。

統廃合店舗に配置していた職員を、基幹店舗の渉外人員等へ再配置を行うことにより、より一層、お客様との直接の窓口となる営業店機能の維持・強化を図っております。

また、原発の警戒区域にあります檜葉支店につきましては、震災後のお取引先の避難状況等に鑑み、本庁前支店内に店舗内店舗として移設、営業しており、平成24年1月には、同支店2階に檜葉支店のお客様専用の相談スペースを設け、プライバシーの問題等に配慮した顧客対応をしており、被災したお取引先に対する金融サービスの提供に努めております。

今後も、国や県・市や行政区と地域再生に向けた取組みと歩調を合わせ、被災地の現状と、復興ステージの進捗状況に鑑みた店舗毎の特性も考慮し、お取引先の利便性向上や復興の実現に向け、必要に応じた店舗戦略の見直しを行ってまいります。

エ. 避難などにより当信用組合の営業地域を離れたお客様への総合相談窓口の開設の周知

当信用組合では、震災発生直後より、地震・津波による甚大な被害を受け避難した地域の方々の利便性を考慮し、避難先近隣店舗窓口に、預金・融資にかかる対応のほか、証書紛失・相続関連等の各種手続き相談を受け付ける、総合相談窓口を設置し、ラジオ・新聞・ホームページを活用し、広く告知しました。

また、市内の避難者に対しては定例訪問するほか、市外の避難者に対しては

DM、電話等により状況把握に継続して取り組んでおります。

今後も、引き続きお取引先の状況把握を進め、来訪が困難な状況となっているお客様に対し、電話等により、相談窓口の開設等の情報提供を行うことで、遠隔地へ避難されたお客様へのサポートを図ってまいります。

オ. 震災復興に向けた新商品の開発・提供

当信用組合では、震災発生直後から、事業性・個人向けの独自商品を開発・提供しております（P 9～10に記載の一覧表参照）。

今後も、こうした商品に加えて震災発生直後とは異なる資金ニーズにきめ細かく対応した新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

カ. 被災を受けたお取引先の事業再生・事業継承に向けての支援

(A) 事業再生への支援

a. 支援態勢の確立

震災の影響によりお取引先の経営環境は大きく様変わりしておりますので、お取引先の被災後の経営環境の変化や財務情報等の定量面や経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、事業再生支援に取り組んでおります。

具体的には、財務改善等の経営支援を行う事業支援先（平成24年11月末現在、61先）を選定し、本部と営業店が連携して経営改善計画の策定を支援するとともに、定期的なモニタリングを実施しており、上記支援先の内、早期の事業再生が必要と認められるお取引先（11先）については、本部の与信関連部署である審査部・管理部が連携し、外部機関の利用やそれぞれの取引先に応じた支援を実施しております。

また、平成24年11月に「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関の認定を受け、支援態勢のさらなる整備強化を図っております。

b. 外部機関との連携

お取引先の状況を総合的に勘案したうえで、事業再生計画策定や二重ローン問題に関する助言・相談など、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家と協働して対応しているほか、中小企業再生支援協議会との連携により外部専門家の活用を図ることとしております。

また、「福島産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」についても、その活用に向け各機構と協議しており、平成24年12月末現在、支援決定済又は買取決定済の先は4先となっております。

【福島産業復興機構・東日本大震災事業者再生支援機構の活用実績】

(平成24年12月末現在)

持込み先	支援決定済又は 買取決定済	本年度持込み見込み		
			うち機構と相談中	うち機構と買取等 に向け協議・調整中
福島産業復興機構	3	-	-	-
東日本大震災事業者再 生支援機構	1	4	2	2
合計	4	4	2	2

c. 販路拡大等に向けての対応

・営業地域における販路拡大に向けての対応

販売先、仕入先等の被災あるいは風評被害等により、売上が減少しているお取引先におきましては、事業の継続に向けて、新たに販路あるいは仕入先を確保することが必要になってまいります。

当信用組合では、取引先の経営者交流会である「うるしの実クラブ」の活動に取り組んでおり、平成24年7月に会員企業の声を受けて会員同士の情報交換を目的とした交流会を開催したほか、平成24年11月に第7回ビジネスマッチング交流会を開催し、141社、180名のご参加をいただき、28件の商談が成立しました。

また、管理部を主管部署として、いわき信用組合の店舗ネットワーク及び渉外活動を活用して地域内のビジネス情報の発・受信を捉え、ビジネスパートナー探しに努めております。

今後もこれらの取組みを継続するとともに、交流会の開催頻度を上げるなど、取引先のニーズを踏まえたビジネスマッチングの機会を創出・提供してまいります。

・広域的な販路拡大に向けての対応

当信用組合では、営業地域外における新たな販路等の確保に向け、平成24年10月に、お取引先4社が全国信用組合大会「東日本大震災復興支援」物産展へ出展、同年11月には「協同組合フェスティバル」（国際協同組合年事業）東日本大震災復興支援物産展に2社が出展したほか、全国信用組合中央協会（以下、全信中協）が主催する「信用組合年金旅行等ビジネス交流会大会」において地元旅館組合がプレゼン発表するなど、信用組合のネットワークを通じ、お取引の販路開拓を支援しております。

また、平成24年7月に、お取引先の販路拡大支援のため、当信用組合のお取引先紹介ガイドブック『いってみっぺ！いわき』（12,000部）を全信組連を通じて東日本の57信用組合に配布したところ、平成24年11月末まで、

いわき市に団体で2信用組合・165名の役職員の方々に来訪いただき、お取引先の宿泊施設や土産店等をご利用いただいたほか、個人で来訪いただいている事例もみられます。

今後につきましては、全信中協のネットワークである「しんくみネット」（平成24年12月末現在、当信用組合加盟店登録件数109件）の活用とともに、全信組連と相談のうえ、より広域なビジネスマッチングへの参加等を検討しております。

d. 事業再生の新たな手法

当信用組合は、お取引先が迅速な再生を果たしていけるよう、DDS等の活用についても検討を行っております。

平成24年12月末現在では、震災の影響もあり債務が過大となっていた先に対してDDSを実施し、借入負担の軽減を図ることで経営改善を支援いたしました。なお、当信用組合におけるDDSの実施は、平成18年に次ぎ2例目です。

また、震災の影響により売上が減少するなど収益が悪化していた先について、事業再生の経験豊富な外部専門家（公認会計士）を紹介し、債権放棄を含む会社分割による事業再生を支援しております。

(B) 事業の承継に対する支援

当信用組合の営業エリアにおいても経営者の高齢化が進んでいることから、事業承継は大きな経営課題のひとつとなっており、また、今回の震災を契機として事業承継に関する支援ニーズはさらに拡大しているものと思われます。

このため、中小企業診断士の派遣サービスを行っている（平成24年度は11月末現在2先に対して実施）ほか、平成24年11月に中小企業基盤整備機構との共催により「事業継承セミナー」を開催しており、今後も、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家と協働しながら、その課題解決に積極的に取り組んでまいります。

また、信用組合業界の取組みとして、平成24年11月に中小企業基盤整備機構職員を講師に組合担当者を対象として開催された「東北地区事業承継研修会」（全信中協・全信組連共催）に職員2名を派遣するなど、被災地における事業再生支援に資する態勢の充実を図っております。

キ. 二重ローン問題等への対応

(A) 事業再生ファンド等の活用

福島県が二重ローン問題への対応として平成23年12月に設立した、被災債権の買取りファンドである「福島産業復興機構」や「東日本大震災事業者再生支援機構」、さらには信用組合業界専用再生ファンド「しんくみ리카バリ」

について、取引先の特性や状況を踏まえながら、活用することとしております。

a. 「福島産業復興機構」

当信用組合では、地域復興に向け、取引先の状況を充分把握し、事業再生に向けての支援のため、福島県が設立した被災債権の買取りファンドである「福島産業復興機構」を活用することとしており、平成24年12月末現在、支援決定済又は買取決定済の先は3先となっております。

b. 「東日本大震災事業者再生支援機構」

当信用組合では、地域復興に向け、取引先の状況を充分把握し、事業再生に向けての支援のため、国が設立した被災債権の買取りファンドである「東日本大震災事業者再生支援機構」を活用することとしており、平成24年12月末現在、買取決定済の先は1先、相談・協議中の先は4先となっております。

今後につきましても、お取引先の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう、当機構との連携を図り、積極的にその活用を推進してまいります。

c. 「しんくみりカバリ」

信用組合業界では、業界専用の再生ファンドである「しんくみりカバリ」を設立して、地域の中小企業の再生と活性化に向けた取り組みを進めております。

また、福島県内の中小企業を対象とした再生ファンドとしては、当信用組合を含む福島県内の10金融機関、（独）中小企業基盤整備機構及び福島県信用保証協会の出資により組成された「うつくしま未来ファンド」もあることから、当信用組合では、お取引先の状況等に応じて、これらのファンドについて活用を検討してまいります。

(B) 中小企業再生支援協議会等との連携

再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、中小企業再生支援協議会との連携により、中小企業診断士など外部の専門家を活用することとしており、平成24年6月に秘密保持契約を締結した後、同年8月及び9月に情報交換を行いました。

現在、2先について今後の活用を見込んでおり、具体的な再生計画の策定支援など、事業再生に向けた取組みを検討しております。

今後につきましても、お取引先の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう、当機構との連携を図り、その活用を推進してまいります。

なお、こうした事業再生においては、DDSなどを含め、金融支援を検

討してまいります。

(C) 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請については、平成24年12月末まで計6件（住宅ローン4件、消費者ローン2件）の相談を受けており、その内、住宅ローン1件が債務整理開始の申出に至っております。これまで同ガイドラインの周知広報用チラシ及びポスター等により周知を図ってきたところでありますが、今後も制度の導入趣旨に鑑み、引き続き、定期的な個別訪問等によりお取引先の状況把握に努めるとともに、ガイドラインの説明を行い、積極的に利用を促すなど、お取引先の意向や状況を最大限に考慮したうえで、私的整理ガイドライン運営委員会や弁護士・税理士等とも連携し、債務整理等の相談・申出に対し適切な対応を図ってまいります。

ク. 人材育成

当信用組合では、地域密着型金融をより深く推進するうえで、お客様に対する適切な提案をするための正確な商品知識を有しているのはもちろんのこと、お客様のニーズに的確に応えるための幅広い知識の習得や、お客様とのコミュニケーション力、また、目利き能力を高めることが必要不可欠であると考え人材育成に取り組んでおります。

こうした考えのもと、異業種業務を体験し、自己研鑽の糧とすることを目的として、平成24年5月より新たに外部トレーニー制度を導入したほか、研修・勉強会のカリキュラムの更なる充実を図り、総合的な「力」を保有する人材の育成を行うこととしており、各部署において年次計画の中で下表のような取り組みを実施しております。

また、甚大な被害を受けた被災地域における復興支援の実効性向上に向けては、これに対応できる人材の育成が第一であるとの考えのもと、若手職員に対する従来からのOJTの強化に加え、震災からの復興に向けた公的支援制度等にかかる研修会や各種内部勉強会等を着実に実施し、人材の育成に積極的に取り組んでおります。更には、平成24年6月からCISマイスター制度（CIS：Customer Impressive Satisfactionの頭文字から取った“顧客感動満足”を指す言葉です。）を導入し、平成24年7月より感動接客を通じた営業力強化プロジェクト・接客スタンダードを策定「いわき信用組合だからできる お客様対応の強み、気持ちに寄り添い 気持ちにこたえる（ホスピタリティーの心）」をテーマに女性職員全員（部課長・支店長・次長と共に）が接客・接遇向上のためにCISマイスター検定合格に向けた研修を実施しております。

さらに、上記取り組みと併せて、平成24年1月及び4月には、全信組連に有価

証券運用にかかるトレーニー2名を派遣したほか、10月には担当部署による勉強会を開催いたしました。平成24年5月には役員を含めた（組合職員による講師）勉強会を開催し、12月に2回目の（全信組連職員による講師）勉強会を開催しており、経営指導契約に基づく全信組連からの継続的な指導・助言やモニタリングを役員参加型にて受けております。また、12月には、全国信用組合監査機構による監査等を受けることで、外部からの視点を踏まえた人材の育成を図ってまいります。

平成23年6月より理事長を委員長とする、戦略立案及び革新案を提言・協議する目的の委員会を“いわしん戦略・革新委員会”として発足。上記以外にも人間力向上のために開催される事もあり、理事長からの人生訓や月刊誌を利用しての活発な意見交換を行っております。

【各種研修取組み実績（平成23.4～24.11）】

部署名	取組（開催内容）
総務部	全信中協等の外部研修、講師研修、各部主催研修等、実効性のある研修カリキュラムの策定 通信講座、検定試験の受講、受験に対する指導、監督 「支店長講座」（全信中協）2名派遣 「支店長講座」（全信中協）3名派遣（24年度） 女性職員管理職講座（全信中協）2名派遣 メンタルヘルス講座（全信中協）2名派遣 苦情対策研究講座（全信中協）1名派遣 ファイナンシャルアドバイザー講座（県協会）4名派遣 しんくみ大学（全信中協）2名派遣 人事制度活用講座（全信中協）1名派遣 営業店戦略講座（全信中協）1名派遣 C I Sマイスター研修（外部研修）女性職員全員 ※オブザーバーとして役員・部課長・支店長・次長参加 人事考課者訓練（外部研修）役員・部課長・支店長参加
業務企画部 （ローンセンター含む）	定期積金推進研修・勉強会（4回）実施 「企業取引開拓研修」（県協会）9名派遣 初級渉外担当者能力開発講座（外部講師研修）第1部座学2日間 渉外チーフ戦略講座（外部講師研修）実施 内勤職員営業講座・勉強会（2回）実施 融資渉外講座（全信中協）6名派遣 中堅内勤職員研修（県協会）3名派遣

	<p>営業店管理講座（県協会） 9名派遣</p> <p>融資渉外講座（県協会） 3名派遣</p> <p>消費者ローン営業講座（2回）実施</p> <p>定期積金推進フォローアップ研修（1回）実施</p> <p>生損保コンプライアンス研修（1回）実施</p>
審査部	<p>消費者ローン研修・勉強会（3回）実施</p> <p>「創業融資審査のポイント」研修（全信中協） 2名派遣</p> <p>融資審査講座（全信中協） 3名派遣</p> <p>住宅ローン推進勉強会（4回・内、住宅支援機構参加1回・中小企業基盤整備機構参加1回）実施</p>
<p>管理部</p> <p>（与信部門・自己査定部門・事業支援部門含む）</p>	<p>債権管理回収ヒアリング（2回）実施</p> <p>コンサルティング機能発揮に向けたノウハウの蓄積・人材育成（専門家同行）13回 実施</p> <p>管理・監督者講座（全信中協） 3名派遣</p> <p>企業財務分析講座（全信中協） 3名派遣</p> <p>経営改善計画策定実務講座（全信中協） 4名派遣</p> <p>資産の自己査定講座（全信中協） 4名派遣</p> <p>金融検査マニュアル研究講座（全信中協） 1名派遣</p> <p>金融法務講座（県協会） 9名派遣</p> <p>財務基礎講座（2回）実施</p> <p>法務3級対策講座（3回）実施</p> <p>ターンアラウンドマネージャー養成講座（CRC企業再建・承継コンサルタント協同組合） 3名派遣（3名資格取得済み）</p>
監査部	<p>不祥事防止についての勉強会（1回）実施</p> <p>監査事例についての勉強会（1回）実施</p>
事務管理部	<p>臨店指導（事務ミス防止のための教育指導等）</p> <p>窓口事務研修（1回）実施</p> <p>内部役席者及び内部リーダー研修（2回）実施</p> <p>自店検査の検証による問題点の分析及び改善勉強会（1回）実施</p> <p>本人確認事務取扱及び名寄せデータ整備勉強会（1回）実施</p> <p>インターネット・モバイルバンキングの契約事務についての勉強会（1回）実施</p> <p>国債と投信についての勉強会（1回）実施</p>

【各種研修取組み計画（平成24.4～25.3）】

部署名	取組（開催内容）
総務部	全信中協等の外部研修、講師研修、各部主催研修等、実効性のある研修カリキュラムの策定 通信講座、検定試験の受講、受験に対する指導、監督 コンプライアンス勉強会（4回） テーマを持った世代別討議会（4回）
業務企画部 （ローンセンター含む）	渉外担当者及び窓口担当者のスキルアップ（内外部研修の実施） 定期積金推進研修・勉強会（4回） 内勤職員営業講座（勉強会・2回）
審査部	外部研修への積極的な参加による（融資担当及び渉外担当）審査能力の向上 営業担当者の融資に関するスキルアップ及び相談能力の強化（コンサルティング業務） 消費者ローン研修・勉強会（前期5回・後期5回） 住宅ローン勉強会（前期5回・後期5回）
管理部 （与信部門・自己査定部門・事業支援部門含む）	債権管理回収・自己査定能力のスキルアップ、全体研修の実施 積極的なOJTの取組み コンサルティング機能発揮に向けたノウハウの蓄積・人材育成 財務分析・自己査定の基礎勉強会（2回） 法務基礎の勉強会（4回） コンサルティング勉強会（3回）
監査部	各種リスク管理態勢の指導・教育 不祥事防止についての勉強会（1回） 監査部における事例勉強会（1回）
事務管理部	事務指導（内部役席者・内部リーダー・事務ミスの原因や問題点の分析） 臨店指導（事務ミス防止のための教育指導等） 窓口事務研修（1回） 内部役席者及び内部リーダー研修（1回） 自店検査の検証による問題点の分析及び改善（勉強会・1回） 本人確認事務取扱及び名寄せデータ整備（勉強会・1回） インターネット・モバイルバンキングの契約事務について（1回） 国債と投信について（勉強会・1回）

ケ. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」への参加

当信用組合では、昨年度に引続き今年度においても全信組連を通じて日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」に参加し、被災者の資金需要等に円滑に応じられるよう、潤沢な手元資金を確保できる態勢を整えております。

コ. 地方公共団体との連携

東日本大震災では、地震や津波、原発事故の影響も加わり、沿岸部を中心に行政機能も甚大な被害を受けております。

また、今後は、いわき市ならびに近隣市町村における復興事業費の調達について、地域金融機関への期待が高まるものと思われまます。

加えて、広範囲・多岐にわたる震災被害からの復旧には多数の地元民間企業の協力が不可欠であります。

このため被災地域を営業エリアとする当信用組合では、「いわき市復興ビジョン」に掲げられた各種取組みへ参画するなど、行政や民間との連携を図るとともに、これらの諸活動において必要となる資金需要に積極的かつ十分に応じることが、速やかな地域の復興に求められるとの認識のもと、平成 24 年 11 月末では、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」や「空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業」に採択された先など、計 42 件、1,391 百万円の復興事業への資金供与を実施しております。今後も、復興事業に関し、可能な限り円滑な資金供与を実施することで、地元経済の発展に寄与してまいります。

サ. その他外部機関との連携強化

当信用組合は、平成 20 年度より中小企業が抱える経営課題解決に向けた国の支援事業に参画しており、これまで培ってきた各種団体や地域の商工会議所・商工会との連携を活かしながら、被災者の支援をはじめとする被災地域における震災からの復興に取り組んでおります。

平成 24 年度については、平成 24 年 11 月末現在、国の「中小企業支援ネットワーク強化事業」等を活用した相談を 71 件（47 先）受けているほか、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」のグループ組成をいわき商工会議所と連携して推進しており、平成 23 年 9 月の取扱い開始後の累計採択実績は 73 先、3,616 百万円となっております。

これらの推進を図るため、公金補助金の利用方法など、震災復旧・復興にかかる情報をまとめた「いわしん災害復興支援ガイド」を各支店において幅広く配布しております。

今後は、いわき商工会議所のホームページに当信用組合の被災者向けの独自

融資商品の情報を掲載するなど連携を強化して、当信用組合の既存取引先以外の中小・零細事業者に対しても、協同組織金融機関ならではの独自融資商品を提供してまいります。

シ. 当信用組合ならびに信用組合業界による被災地支援の取組み

(A) 当信用組合の取組み

平成24年4月から東日本大震災の被災者支援を目的とした「復興定期・希望Ⅱ」の取扱いを平成24年10月31日末までに行い、預入金額に応じた一定割合の額をいわき市に寄贈しております(預入実績 2,868件 4,649百万円 義捐金500千円)。

(B) 信用組合業界の取組み

平成24年3月に信用組合業界の中央団体である全国信用組合中央協会が日本赤十字社や福島県に寄付金を贈呈しております。

《被災者への主な支援事例》

【事例1】被災事業者の復興に向けたコンサルティング機能の発揮

当信用組合未取引先の水産加工業者は、津波被害で工場が全壊したことから、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の申請をし、認定を受けるも、つなぎ資金等の調達が上手く行かず、事業再開を断念しておりましたが、当信用組合が上記補助金を活用する者に対して、積極的な資金支援を行っていることを知り、当信用組合営業店へ相談がなされました。それを受け、当信用組合では、同社代表の事業再開に向けた意欲、同社の技術力等を総合的に勘案し、設備復旧に係るつなぎ資金等の支援を実施した結果、無事、事業再開を果たしております。

その後においても、同社に対する支援の一環として、当信用組合が顧問契約を締結している中小企業診断士を定期的に派遣し(24年11月末までに5回派遣)、販売促進面のアドバイス等により、徐々に売上が回復してきております。

【事例2】「農商工等連携事業計画」認定事業者に対するビジネスマッチング支援

食料品製造業を営む取引先事業者は、平成22年2月に「農商工等連携事業計画」の認定を受け、地元で水揚げされたサンマを使用した水揚げ燻製商品の開発に成功しましたが、原発事故の影響から地元のサンマが手に入らず、事業計画の遂行に支障をきたしておりました。そうした中、当信用組合がこれまで7回開催しているビジネスマッチング交流会を通じ、同社へ地元有数の蛸加工業者を紹介したことがきっかけとなり、両社が仕入れならびに販売面で協力していくこととなりました。現在、県外産のサンマを使用した燻製商品を県内数か所の手回りスーパーを通じて販売するとともに、蛸を使用した燻製商品の開発に

取り組み、試作品も完成したことから、販路開拓のため、県が主催する6次化商品展示交流会等への出展参加を予定しております。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当信用組合は、地域金融機関として金融商品による支援は勿論のこと、これまで培ってきた各種団体や地域の商工会議所・商工会等との連携を活かしながら、地域経済の再生と活性化に向け取り組んでおります。平成24年度については、平成24年11月末現在、国の「中小企業支援ネットワーク強化事業」等を活用した相談を71件(47先)受けているほか、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」のグループ組成をいわき商工会議所と連携して推進しており、平成23年9月の取扱い開始後の累計採択実績は73先、3,616百万円となっております。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

当信用組合では、地域活性化の一助として、顧問契約を締結している中小企業診断士が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする創業・新事業支援資金(商品名「フロンティア」)を提供しております。

【平成24年度 創業・新事業支援資金「フロンティア」実績】

(平成24年11月末現在)

実行件数	10件	実行金額	57百万円
------	-----	------	-------

今後もこの取組みを継続し、商工会議所等各種団体との連携を図り、情報の集積・発信機能(創業・新事業の開拓に役立つ情報提供等)を強化するとともに、商工会議所・商工会ならびに(社)いわき産学官ネットワーク協会の専門家を交えた相談態勢のもと、創業・新事業の開拓に対する支援を実施してまいります。また、信用組合業界における創業支援を目的として、平成24年5月には「しんくみ創業塾」(全信中協・全信組連共催)に職員2名を派遣するなど、創業支援機能強化のための取組みを進めております。さらに、起業家輩出により地域経済活性化に資する目的で、平成25年1月に『いわしん創業塾』を開講し、創業・新事業を志す方々を対象に専門家による創業・新事業セミナー(計6回)を実施する予定です。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む)に対する支援にかかる機能の強化のための方策

震災からの復興が長期化することが見込まれる中で、中小・零細事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化しており、当信用組合に対しましても、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しており、以下のような取組みを積極的に実施しております。

ア. 専門家同行によるコンサルティングの実施

事業再建や経営改善支援にかかる経営相談につきましては、管理部が中心となり、外部専門家（中小企業診断士等）を交え、営業店とお取引先が一体となって解決に資する支援に取り組んでおります。

【平成24年度コンサルティング実績】（平成24年11月末現在）

コンサルティング実施件数	71件
--------------	-----

引き続き、お取引先の震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等を積極的に実施してまいります。

イ. 各種情報提供の実施

復興にかかる融資制度をはじめ各種給付金・助成金等を取りまとめた「いわしん災害復興支援ガイド」を活用し、タイムリーな情報の提供を積極的に行ってまいります。また、中小企業基盤整備機構等との共催により、平成24年7月に中小・零細事業者、財務担当者等を対象とした「中小企業会計普及セミナー」を開催したほか、同年11月に「事業承継セミナー」を開催しております。

ウ. ビジネスマッチング交流会の実施

当信用組合では、お取引先の販路・仕入先の拡大など様々なビジネスニーズに対応するため、経営者交流会である「うるしの実クラブ」会員を中心としたビジネスマッチング交流会を平成19年度よりこれまで通算7回開催しております。今後も会員間の情報交換、そして新たなビジネスチャンス拡大に向け、交流会を実施してまいります。

③ 早期の事業再生に資する方策

当信用組合では、お取引先の状況を総合的に勘案したうえで、財務改善等の経営改善計画の策定支援や定期的なモニタリング等の取組みを実施しております。

（詳細は、P15～17の「カ、被災を受けたお取引先の事業再生・事業継承に向けての支援」に記載しております。）

今後も、内部体制の強化や外部機関との連携により、お取引先の早期の事業再生に向けた対応の強化を図ってまいります。

④ 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

当信用組合では、前記の通り、事業承継に対する支援として、これまでもお取引先に対する、中小企業診断士の派遣サービスによる相談対応を行っております。

今回の震災を契機として事業承継に関する支援ニーズはさらに拡大しているものと思われまことから、引き続き、中小企業基盤整備機構等と連携するなどして、

課題解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

第3 剰余金の処分の方針

被災された中小・零細事業者や個人のお客様に対し、迅速かつ円滑な金融仲介機能を十分に発揮し、復興に向けた積極的なフォローを万全の態勢で行っていくために、金融機能強化法に基づく資本支援を受けたことを踏まえ、強化計画の実践による地域経済の復興を進める中で、収益力を漸次回復し、安定した配当を実施・継続できるよう取り組むとともに、優先出資の返済を目指してまいりたいと考えております。

第4 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事8名と非常勤理事3名で構成する理事会を設置し、毎月開催して業務執行に関する重要事項を決定しております。なお、常勤監事1名と非常勤監事2名も、業務執行の監査の一環として理事会に出席して意見を述べることにより、経営管理の強化に努めております。また、常勤理事ならびに常勤監事及び各部長等で構成する常務会を毎週開催して、日常的な業務執行を担っております。さらに、代表理事及び理事総務部長等で構成する経営戦略会議を定期的に開催して、経営管理態勢の強化を図っております。

経営管理の一環として、平成24年12月から全役職員が経営理念を日常活動の指針として活用できるよう、具体的なレベルに落とし込んでまとめた「クレド(信条)」を各部店ごと策定しました。また、部店内に掲示して顧客にも周知のうえ行動し、より一層業務の健全かつ適切な運営を確保することとし、震災復興に向けた取り組みの強化も図りました。

② 内部監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直属の組織とし、その独立性を確保しております。

監査部は、「監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・有効性の検証評価及び改善事項の提言・勧告を通じて不正過誤を防止し、業務運営の健全性の確保に努めております。

③ 今後の方針

上記の経営管理体制による適切な組合運営に加え、強化計画につきましては、主管部署である総務部が進捗状況を取りまとめるうえ常務会に報告し、常務会において一元的に管理を行ってまいります。

また、強化計画に掲げる施策への取組みが不十分な場合には、常務会において施策の検証を行い、原因究明と改善策を検討・協議し、牽制機能を強化して進捗管理に努め、実効性の確保に努めてまいります。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために常勤監事1名、非常勤監事1名、員外監事1名を選任しており、各種会議や常務会・理事会に出席して、適宜所見を述べるとともに、必要な提言や勧告等を行っております。

また、監事会の開催のほか、当信用組合の内部監査部門である監査部と連携し、業務執行の適切性を検証し、その結果を理事会へ報告し、業務執行上の問題点の改善に努めております。

② 外部監査体制

当信用組合は、新日本有限責任監査法人と監査契約しており、監査部は同監査法人の監査講評に同席し監査に反映させるとともに業務の改善に役立ております。

③ 今後の方針

上記の監査体制の適切な運用に加え、強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場で評価・助言・指導を受け、経営の客観性・透明性を高め、役職員の業務に対する意識の向上を図るべく、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に行うとともに、原則として毎年、監査機構監査を受査してまいります。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

当信用組合では、融資審査に関する基本的行動指針である「クレジットポリシー」を制定するとともに、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」を定め、与信管理の徹底や審査態勢の充実、モニタリング等により信用リスクの軽減を図っております。具体的には、関連先を含めた与信残高が、正常先2億円以

上、要注意先及び破綻懸念先1億円以上の先について、「大口与信状況表」を作成し、本部所管部署（審査部）において、債務者の状況、今後の見通し、取引方針等にかかる報告を四半期ごとに営業店より受け検証したうえで、常務会に報告しております。また、業種別貸出残高状況について、四半期ごとに審査部で分析をしたうえで、半年ごとに常務会に報告し、特定の業種への与信集中防止に努めております。さらに、特定の取引先・企業グループへの与信が集中することにより、過大な損失が発生するリスクを回避するため、与信リミット（最高限度）を一社及び企業グループを併せ原則10億円と定めて管理しております。

今後も、クレジットポリシー等に沿った厳格な運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続き信用リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、有価証券の効率的かつ安全な運用を図るために、全信組連の指導、助言のもとに有価証券運用マニュアルを改訂し、平成24年度余裕資金の運用方針を策定しました。

現在、運用方針に沿った運用に努めており、今後、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続き市場リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくために、日次で資金の動きをモニタリングし、常務会に毎週報告しており、資金繰りの安定化が図られております。

なお、震災発生後の流動性預金の動向につきましては、震災に伴う保険金の支払いや原発事故に対する賠償金の一部支払い等により増加傾向となっておりますが、今後、震災からの復興の動きが顕著となるに従い、漸減すると考えております。このため、預金の減少を想定した資金運用により、流動性の確保を最優先に対応してまいります。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各リスクに分類し、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクに分類し、各リスクについて、所管部署を定めております。

所管部署は、各種規程、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及び顕在化の未然防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに対して発生原因の分析を行い、常務会へ報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合は、相互扶助を理念とする地域密着型の金融機関として、地域のお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めていただくとともに、経営の透明性を確保するため、毎年決算期にディスクロージャー誌、9月仮決算期にミニディスクロージャー誌を作成し窓口に備え置くほか、ホームページ上でも公開しております。

平成24年9月仮決算期のミニディスクロージャー誌は、平成24年11月に開示しております。

以 上